

令和元年度 遺族会運営補助金

評価表 NO.

21

所管部課名	障害・社会福祉課			担当者	地頭				
事務事業名	戦没者追悼事業								
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び遺族会運営補助金交付要綱								
補助経過年数	21年以上								
令和元年度 予算額	200 千円	国県支出金	一般財源		その他		その他の内容		
		千円	200 千円		千円				
	指標名			目標値		目標年度			
成果指標①	総会、研修会、慰霊行事の項目、回数及び参加者数			17回	310人	令和6年度			
成果指標②									
補助対象者	薩摩川内市遺族連合会								
補助対象経費	①組織の運営に関する経費(役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金を除く) ②戦没者慰霊事業等に要する経費(食糧費を除く)								
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び戦没者追悼・慰霊事業の実施								
	分類	□運営補助のみ □事業補助のみ ■運営補助と事業補助の両方 □その他							
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額で(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、予算で定める額以内とする。								
上記項目の積算方法									
補助を受ける3年間の事業(団体)等の決算状況	項目		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	58,200	22.0%	58,201	21.6%	58,200	21.4%	
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		寄付金・その他助成	58,200	22.0%	58,201	21.6%	58,200	21.4%	
		市補助金	200,000	75.6%	200,000	74.4%	200,000	73.5%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
	支出	(前年度繰越金)	6,394	2.4%	10,714	4.0%	13,888	5.1%	
		計	264,594	100.0%	268,915	100.0%	272,088	100.0%	
		事業費	242,200	91.5%	242,200	90.1%	242,200	89.0%	
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%	
		その他事務費	11,680	4.4%	12,827	4.8%	13,490	5.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		(翌年度繰越金)	10,714	4.0%	13,888	5.2%	16,398	6.0%	
		計	264,594	100.0%	268,915	100.0%	272,088	100.0%	
		支出計/前年度支出計				101.6%		101.2%	
		自己資金/前年度自己資金				100.0%		100.0%	
翌年度繰越金/市補助金		5.4%		6.9%		8.2%			
交付件数		1件		1件		1件			
成果指標の推移①		—		—		—			
成果指標の推移②		18回 322人		18回 325人		17回 306人			
特記すべき事項等	【前回評価】		平成28年度 「見直しの上で継続：縮小」 ・年々遺族会の会員は減少しているが、事業内容はほとんど変わっていないのでしばらく状況を見る。						
	【前回評価への回答】		遺族会の会員が減少している中、本市遺族連合会においても次世代後見人となる青年部を立ち上げようとしている。 次の世代に戦争の悲惨さや記憶を受け継ぎ、事業運営においても改善を図ろうとしているため、団体と十分協議した結果現状維持としたい。						

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	戦争のない平和な社会づくりのために貢献している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	戦後74年が経過し、戦争を知らない世代が多数を占める中、「戦争の記憶」が忘れ去られようとしている。悲惨な戦争を風化させないためにも、団体存続への補助金は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	平和な社会づくりが目標であり、市民ニーズにも合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	戦争によって、尊い命を落とされた御遺族の方々が実施するほうが意義深い。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	ボランティア的な団体であることから妥当な手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助目的に合致し妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 《上記方向の理由》 国では、次世代後継者である「孫、ひ孫の会」の組織強化を図っており、県では平成27年10月に青年部が結成され、活動がスタートしている。平成31年3月末現在、本県会員数は290名おり本年度の目標会員数を350名としている。本市遺族連合会においても、今後青年部を立ち上げる予定であり、次世代後継者である、孫ひ孫へ引き継いでいく必要があるため、現状のまま継続したい。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 今後、団体と事業内容等について協議していく。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い 《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 《まとめ》

遺族会運営補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる遺族会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 遺族会運営補助金に係る補助事業等は、戦没者追悼・慰霊事業の実施及び参列等により戦争体験等の風化防止に資するものでなければならない。

（補助金の額）

第3条 遺族会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

（補助対象経費）

第4条 遺族会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金を除く。）
- (2) 戦没者慰霊事業等に要する経費（食糧費を除く）

（交付の申請）

第5条 遺族会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月31日とする。

（交付の基準）

第6条 遺族会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、遺族会運営費補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第7条 遺族会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第8条 遺族会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、総会、研修会、慰霊行事の項目、回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

る。

（補助事業者等の責務）

第 9 条 遺族会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める

附 則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 遺族会運営補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 19 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 20 年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。